

平成 28 年第 3 回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

平成 28 年 9 月 20 日(火曜日)

開 会 15 時 00 分 ～ 閉 会 16 時 59 分

議事日程

開会 平成28年 9 月20日 (火) 午後 3 時00分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号 阿武町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第 2 号 阿武町税条例等の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 3 号 阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 4 号 平成28年度阿武町一般会計補正予算(第 2 回)

日程第 6 議案第 5 号 平成28年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)

日程第 7 議案第 6 号 平成28年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)

日程第 8 議案第 7 号 平成28年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)

日程第 9 議案第 8 号 平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 回)

日程第 10 議案第 9 号 平成 28 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)

日程第 11 議案第 10 号 平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)

日程第 12 議案第 11 号 平成 27 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について

追加日程第 1 議案第 12 号 町有地賃貸借契約の解消及び建物の取り壊し等の義務に係る紛議を和解することについて

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1 番	長	嶺	吉	家
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	田	中	敏	雄
7 番	小	田	達	雄
8 番	末	若	憲	二

欠席議員 なし

代表監査委員 永 柴 義 廣

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	中	野	貴	夫
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	藤	田	康	志
議会書記	茂	刈	立	也

開会 午後 3 時 00 分**開会の宣告**

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いいたします。互礼を交わします。一同礼。ご着席下さい。

議員の皆様には、平成 28 年第 3 回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦勞様です。また、永柴代表監査委員さんには引き続きのご出席、誠に苦勞様です。

ただ今の出席議員は、8 人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、1 番、長嶺吉家君、2 番、小田高正君を指名します。

日程第 2 議案第 1 号から日程第 4 議案第 3 号まで

○議長 日程第 2、議案第 1 号、阿武町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例から日程第 4、議案第 3 号、阿武町健康保険税条例の一部を改正する条例までの 3 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 3 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○阿武町行財政改革等特別委員会委員長(中野祥太郎) それでは、先日 9 月 12 及び 13 日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 件について、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第 1 号、阿武町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

現行の条例では、「審議会の組織及び運営について必要な事項は規則で定める。」となっていたものを、改正では、「町長が別に定める。」に改定するのはなぜかとの質疑がありました。質疑に対して、新たな事案が発生した場合は規則を変更することになり、他の市町においてもこのような条例になっているとの答弁がありました。

また、審議会の委員は決定しているのかとの質疑があり、これから検討するとの答弁がありました。

また、条例の目的について、「空き家等の適切な管理に関し必要な事項を定め」とあるが、別に何か定めがあるのかとの質疑がありました。質疑に対して、現在ないが、適切な管理を行う上で必要な状況が発生した場合に定めるとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案の通り可決することに決しました。

次に、議案第 2 号、阿武町税条例の一部を改正する条例、議案第 3 号 阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。

市販されている風邪薬でも医療費控除の対象になるのかとの質疑がありました。質疑に対して、支払った金額から 10 万円を差引いた金額が 1 万 2 千円を超え、上限 8 万 8 千円まで控除の対象となるとの答弁がありました。また、施行日までに町民にどのような広報活動を考え、条例に横文字が多用されていることへの対応について質疑があり、広報活動についてはこれから県と連携を取

りながら検討する。横文字については、なるべく解り易い様にしたいとの答弁がありました。他に質疑がなく、いずれも原案の通り可決することに決しました。以上で、行財政改革等特別委員会に付託された議案第 1 号から議案第 3 号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑ないようですので、これをもって委員長報告に対する質疑を終わります。続いて討論に入ります。討論は一括して行います。

一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。採決は 1 議案ごとにお諮りします。

まず、議案第 1 号、阿武町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 2 号、阿武町税条例等の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 3 号、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 4 号から日程第 11 議案第 10 号まで

○議長 日程第 5、議案第 4 号、平成 28 年度阿武町一般会計補正予算(第 2 回)から、日程第 11、議案第 10 号、平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)までの 7 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 7 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○阿武町行財政改革等特別委員会委員長 それでは、議案第 4 号から議案第 10 号まで、平成 28 年度の一般会計及び特別会計補正予算の審議の内容と結果を報告いたします。

最初に議案第 4 号 平成 28 年度阿武町一般会計補正予算(第 2 回)の歳出から審議に入りました。

2 款、総務費の相続財産管理人選任申立事務委託料の 5 万円について、どのような委託料かとの質疑がありました。質疑に対して、20 万円程度の固定資産税納付義務者が死亡され、その相続人が相続放棄をされたことから相続財産管理人を選任し、固定資産税を徴収した委託料との答弁がありました。

次に、ふるさと振興基金積立金に 305 万円積立てた経緯についての質問があり、3 件、305 万円の寄付があったことから積立てるとの答弁がありました。

3 款、民生費の民生・児童委員推薦会報償費の内容について質疑があり、民生委員の退任者が当初予算時の想定より 12 名多くなり、その退任者への記念品費として 3 万円の補正との答弁がありました。

次に、日帰り人間ドック委託料 64 万円の内容についての質疑があり、日帰り人間ドックが浸透してきており、当初受診予定者より 20 人分増えたためとの答弁がありました。

6 款、農林水産業費の漁業乗組員定着促進事業補助金の内容について質疑があり、宇田郷の定置網に 3 名の新規就業者が従事することになり、その研修費との答弁がありました。

次に、阿武萩地区独身漁業者交流イベント負担金の内容についての質疑があり、カップル誕生を目的としたお見合い方式のイベントへの負担金で、残念ながらカップルの誕生に至らなかったが、阿武町から 3 名参加されました負担金との答弁がありました。

また、農山漁村女性企業育成事業補助金や農林整備地域活動支援交付金の内容について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

7 款、商工費のながと路観光連絡協議会負担金の内容について質疑があり、阿武町、美祢市、長門市、萩市、益田市、津和野町が観光の宣伝隊を結成し、今年度は大阪府の旅行会社等へ観光を宣伝する事業との答弁がありました。

8 款、土木費の山陰道中央要望旅費について、山陰道整備の進捗状況はどのような状況かとの質疑がありました。8 月 18 日に行われた山陰道整備促進決起大会で、木与付近を含めた 3 区間の早期の着工が決議されたことにより、区間別ごとの要望活動から、道路期成同盟会を主軸とした連携での要望活動を行うことに方向転換したことから、一步も二歩も前進しているとの答弁がありました。

10 款、教育費の要保護及び準要保護児童援助費について、補正に至ったのは

要保護児童の人数が増えたのか、単価が上がったのかとの質疑があり、単価は学年によって多少の相違はあるものの、近年の傾向として離婚による核世帯の増加による人数が増えている。今年度に入り 3 世帯増加したことによる補正との答弁がありました。

次に、町民センター開館 20 周年記念講演委託料について、講演者を選定した理由は。また、なぜ入場者から入場料を徴収しないのかとの質疑がありました。質疑に対して、世界的、国内においても女性の活躍が注目されており、阿武町内においても女性の活力を期待したく講師を選定した。入場料においては出来るだけ多くの女性に集まっていたきたく無料としたとの答弁がありました。

次に、町民センター図書館等設計委託料の事業全体の概要について質疑がありました。

質疑に対して、県内の市町で唯一図書館が無いことなどから、町民センター内に図書館と併せて資料館を整備する設計委託料であり、規模的には図書館が 180 平米、資料館が 80 平米の面積で、総工事費が 1 億円相当になる。また、年間の維持費は 900 万円前後を想定している。図書数は 3 万から 3 万 5,000 冊を計画しており、県や萩市との本の貸し借りの協議を行い、利便性を向上させ、豊かで文化の町にふさわしい図書館にしたいとの答弁があった。

続いて歳入の審議に入りました。

15 款、財産収入のウサギ畑町有地売却収入の売却経緯、面積、単価について質疑があり、町内の採石業者からの買収要望で、1.1 ヘクタールの面積を平米当たり 288 円で売却するものとの答弁がありました。

他に質疑がなく、原案の通り可決することに決しました。

次に、議案第 5 号 平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)の審議に入りました。

特に質疑もなく原案の通り可決することに決しました。

次に、議案第 6 号 平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)の審議に入りました。

在宅患者用酸素濃縮装置リース料について、何件分のリース料かとの質疑があり、1 件の使用料との答弁がありました。また、特殊勤務手当は誰に支払うものかとの質疑があり、診療医師へ支払うものと答弁がありました。他に質疑がなく、原案の通り可決することに決しました。

次に、議案第 7 号 平成 28 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)の審議に入りました。

特に質疑もなく原案の通り可決することに決しました。

次に、議案第 8 号 平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 回)の審議に入りました。

簡易水道事業経営作戦プラン策定業務委託料の概要についての質疑があり、地方交付税の交付要件として、今後の簡易水道の経営・運営、或いは財産管理などの計画を、28 年度中までに策定することが求められたために作成するもので、委託先は単価を考慮し、町の財務諸表作成の委託をしている、他県の業者を計画しているとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案の通り可決することに決しました。

次に、議案第 9 号 平成 28 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)の審議に入りました。

特に質疑もなく原案の通り可決することに決しました。

次に、議案第 10 号 平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)の審議に入りました。

奈古地区漁業集落排水施設保全改修工事の設計業務委託料の内容について質疑があり、現在使用の各制御盤が老朽化し使用できなくなるので、その制御盤の詳細な設計が必要となり、委託するものとの答弁がありました。他に質疑

がなく、原案の通り可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第 4 号から議案第 10 号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑ないようですので、これをもって委員長報告に対する質疑を終わります。続いて討論に入ります。討論は一括して行います。

一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。採決は 1 議案ごとにお諮りします。

○議長 まず、議案第 4 号、平成 28 年度阿武町一般会計補正予算(第 2 回)について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 5 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 6 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 7 号、平成 28 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 8 号、平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 回)について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 9 号、平成 28 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予

算(第 1 回)について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 10 号、平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 11 号 平成 27 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長 日程第 12、議案第 11 号、平成 27 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、を議題とします。

特別委員会に付託されました議案第 11 号について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○阿武町行財政改革等特別委員会委員長 それでは、議案第 11 号 平成 27 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定についての審議内容と結果を報告いたします。まず一般会計の歳出から審議に入りました。

2 款、総務費のまち、ひと、しごと創生特別事業について、期待している事と、これまでの事業でどの様な評価をしているのかとの質疑がありました。質

疑に対して、町民の意見を集約し、その意見により、町の独自の地域創生を達成していきたい。評価としては、事業への取り組みを開始したばかりであり、31年の最終年度までには成果を出していきたいとの答弁がありました。

また、この事業の今後の方向性や展開についての質疑があり、最終数値目標として、多様な住まいを提供するでは、住まいの提供数を50軒以上増やす。多様な働き方を実現するでは、新たに就業者を40人増やす。多様なつながりを育むでは、活動人口を延べ350人生む。また、今後の分野ごとのスケジュール等の説明がありました。

また、膨大な費用を費やす中で、これまで総務課の若い一部の職員で事業を進められており、若者の協力者も町外の方が多く見受けられ、本当にこれからうまくいくのかとの質疑がありました。質疑に対して、職員にも認識の温度差があり、職員の共通認識の向上を図り、各課との横断的な体制に努めたい。また、自助・共助・公助観点からも自治会の協力が非常に重要と考えている。これから町内の若者、農事組合法人、婦人会など各団体にも参画をいただき、見える化を十分に図り、オール阿武町で事業を進める態勢に持って行きたいとの答弁がありました。

また、空き家バンク等で定住された方の中で、ライフスタイルの違いからか、地域行事への不参加や、なかなか地域に溶け込んでいただけない方が多い様に感じるので、定住する前のヒアリングや説明体制を今以上に厳重にやることはできないかと質疑がありました。更なる定住アドバイザーとの連携を図るなどして強化していきたいとの答弁がありました。

次に、市町基幹業務系システム共同利用について、どのようなシステムの委託が出来るのかとの質疑がありました。これに対して、住民システムの他6システムが共同利用できるようになるとの答弁がありました。

次に、阿武町PR映像制作委託料についての内容説明の質疑があり、テレビ

山口で作成したもので、インターネットの「全国移住ナビ」で流しており、通常は110位くらいで、良い時は40位くらいもあったとの答弁があった。

次に、阿武町未来を担う人材育成事業補助金について、事業内容と参加された生徒の感想について質疑があり、中学生を対象とした、3町合同のフィリピンへ2週間の研修事業で、参加生徒からは、きつい研修ではあったが、良い経験をした等の感想があったと答弁がありました。

次に、集落彩生交付金の各自治会の活用状況について質疑があり、特任事業は無く、防犯の外灯整備、花いっぱい運動、清掃活動が大半で、目立ったものとしては、2集落で敬老会を実施されたところがあったとの答弁がありました。

他に、家屋評価システム導入作業委託料、防犯外灯新設等工事の内容や超高速ブロードバンド化施設整備事業補助金の成果、お試し住宅の利用状況の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

3款、民生費の不用額3,000万円と多額であるが要因についての質疑がありました。質疑に対して、扶助費の不用額が大きく、扶助費は実績によって支出額が大きく変動し、当初予算より実績が少なかったことから不用額が膨らんだとの答弁がありました。

次に、福祉タクシー助成金の利用率についての質疑があり、質疑に対して、タクシー券を利用された枚数が1,918件で、交付申請をされた方が178人あった。一人約10枚程度使用されたものと答弁がありました。

他に、老人保護措置費の詳細や全国健康福祉祭負担金の増加、子育て支援センター増築による成果についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

4款、衛生費の太陽光発電設備設置工事設計管理委託料について、町民センターとふれあいセンターの委託料が違うが、なぜかとの質疑がありました。この質疑に対して、町民センターについては、設計の委託料を前年度に支出していることから、両センター共に同額程度の委託料との答弁がありました。ま

た、発電量は十分に得られているのかとの質疑があり、町民センターの事務室、和室の通常電気が落ちた際に、5 日間太陽発電で賄うことが出来たとの答弁がありました。

次に、萩・長門清掃工場事務の委託料が高額であるが、今後負担が増えるようなことはないかと質疑があり、今のところそのような傾向にないとの答弁がありました。

他に、不妊治療費扶助費のカウセリングや海岸漂着ごみの処理について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

6 款、農林水産業費の中山間地域等直接支払事業について、地区ごとの協定数の減少があったかとの質疑があり、第 3 期と第 4 期では 5 協定減少しており、奈古地区が 1 協定、宇田郷地区が 2 協定、福賀地区が 2 協定減少している。但し、福賀地区については、統合によるもので実質の減少はなかったとの答弁がありました。

次に、種苗放流等事業に係わるキジハタについて、ブランド化することができないものかとの質疑があり、キジハタの漁獲は 30 センチメートル以上のものと定められており、漁獲量が少ないためブランド化まで至っていないのが現状で、漁獲量、流通が増えた時点で検討したいとの答弁がありました。

他に、漁業経営構造改善事業補助金の対象先、松くい虫防除事業の場所、イラオ山の法面の管理、間伐材の漁礁利用などの質疑があり、それぞれ答弁がありました。

7 款、商工費の通話録音装置の利用状況について質疑があり、当初 5 台購入し、5 台の利用があったが、内 2 利用者の施設入所で現在 3 台の利用がある。通話記録の状況は、着信回数が 856 回、切断回数が 301 回あり、一番多い方で着信回数が 217 回、切断回数が 118 回ありましたとの答弁がありました。

次に、町内産品 P R 活動旅費の内容についての質疑があり、岡山、東京での

P R 活動を行った旅費との答弁がありました。

他に、起業化支援補助金の利用状況や道の駅阿武町観光看板設置工事の成果について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

8 款、土木費の橋梁点検業務・橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料が高額であるが、内容について質疑がありました。質疑に対して、5 年に 1 度の点検が義務付けられ、町内に 2 m 以上の橋梁が 110 橋あり、内 27 年度に 32 橋の点検を行った委託料との答弁がありました。

他に、路肩草刈りの委託料と工事請負費の相違、解体工事の産廃問題、民間住宅耐震改修補助金の内容、公営住宅整備事業の工事請負費及び設計委託料についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

9 款、消防費の消防救急事務委託料の負担割合についての質疑がありました。質疑に対して、萩市との負担割合は、人口と消防費の補正係数、単位費用からなる基準財政需要額をもって算定基準が決められており、阿武町の負担割合は 10.3% になっているとの答弁がありました。

10 款、教育費の学校ワイドラン使用料の内容について質疑がありました。質疑に対して、100 キロメートル以内のところでもパソコンの配線がなくても使える使用料で、1 台あたり 21,600 円の使用料である。ネット社会では必要不可欠の使用料との答弁がありました。

次に、社会教育関係団体育成補助金はどのような団体に補助しているのかと質疑があり、婦人会、老人会、子供会、P T A、その他の町づくり団体に、規模や組織構成人数を基に助成しているとの答弁がありました。

他に、樹木剪定委託料の詳細や複写機・テレビ受信料の使用料、松下奈緒コンサートの町内外別入場者数、社会教育委員・生涯スポーツ推進員の構成についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

11 款、災害復旧費で、補助対象にならない道路の補修を行うことはできない

ものかと質疑がありました。この質疑に対して、補助対象にならないもので、生活に支障があるものは道路費で対応している。但し、道路の予防的な補修は難しいので、補助対象になった時点で補修を行っているとの答弁がありました。

13 款、諸支出金の果樹及び防風林等補償金の場所について質疑があり、場所は、柳橋分譲宅地の、土地購入地に果樹が植樹されている補償金との答弁がありました。

続いて歳入の審議に入りました。

1 款、町税について、前年度と比べ法人税が 1,100 万円減収となっているが、特別の要因があったものかと質疑がありました。質疑に対して、1 法人につき、大規模な設備投資を行ったことから課税所得が減少し、減収となった旨の回答がありました。また、不納欠損額の件数について質疑があり、町民税 5 件、固定資産税 33 件との答弁がありました。

9 款、地方交付税の特別交付税は、どのような算定で交付されるのかとの質疑があり、質疑に対して、普通交付税の機能補完として、当町のように財政基盤が低い地方公共団体に、中山間地域等直接支払事業、地域おこし協力隊事業などのような特別な事情があるものに対し、毎年、申請を行い、ヒアリングにより交付額が決定されるとの答弁がありました。

12 款、使用料及び手数料の福賀の教員住宅について、住宅が 2 棟空いているので、一般住宅として提供できるのではとの質疑がありました。質疑に対して、そのように考えているとの答弁がありました。

また、諸証明交付手数料で、収入未済額や不納欠損額が発生している理由について質疑があり、質疑に対して、町税等の督促に関する手数料の収入未済や不納欠損との答弁がありました。

13 款、国庫支出金の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金とはどのような補助金かとの質疑があり、コミュニティワゴンの運行に対する補助金との

答弁がありました。

16 款、寄附金のふるさと寄附金について、収入額 825 万円に対して、費用はいくらかかったのかとの質疑があり、返礼品が 450 万円でその他費用を含め 540 万円かかったとの答弁がありました。

以上で、一般会計の審議を終え、続いて 7 つの特別会計の歳入歳出決算の審議に入りました。

まず、国民健康保険事業(事業勘定)特別会計から審議に入りました。

歳入の国民健康保険税の収入未済額が多いのではと質疑があり、前年度と比べると 194 万 7,000 円減少している。徴収率も前年度と比べ上昇し、県内でも上位であり、収入未済額が多い方ではないと思われるとの答弁がありました。

次に、国民健康保険事業(直診勘定)特別会計では、歳出の特別調整交付金が、診療所の休診日数によって下がることのあるか、との質疑がありました。質疑に対して、交付金の算出基準が変わり、27 年度では休診日数による減額は無いとの答弁がありました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計では、特に質疑はありませんでした。

次に、介護保険事業特別会計では、歳出の物忘れ相談プログラムリース料の内容について質疑がありました。質疑に対して、パソコンのタッチパネルで物忘れを診断するプログラムソフト 2 台分のリース料で、健康診断や、サロン等で活用しているとの答弁がありました。

次に、簡易水道事業特別会計では、歳入の加入者数の状況について質疑があり、死亡等で減少もあるが、27 年度の新規加入は 13 件あり、28 年 3 月末で 12 施設の加入率は 64.9 パーセントになっているとの答弁がありました。

また、収入未済額が前年に比べ増加しているが、収入未済額を下げるできないものかとの質疑があり、単に郵送の督促に留まらず、個別に家庭訪問を行い、金額が大きくなれば分割徴収の相談にのっているところで、今後もこ

れを継続し徴収率を引き上げる努力をしたいと答弁がありました。

歳出では、水質検査業務委託料はどのような委託かとの質疑があり、各 11 施設を毎月、水質の検査を行っている委託料との答弁がありました。

次に、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計では、特に質疑もなく、議案第 11 号 平成 27 年度阿武町各会計歳入歳出決算は、いずれも原案のとおり認定することに決しました。

以上で本特別委員会に付託された議案全ての審議結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。次に委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

質疑なしと認め、これをもって委員長報告に対する質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。採決の方法は、会議規則第 81 条第 1 項の規定により起立によって行います。3 番は、挙手によって行ってください。

お諮りします。議案第 11 号、平成 27 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定についての、委員長の報告は原案認定です。委員長報告のとおり認定することについて賛成の方の起立を求めます。

(“起立” 全員)

○議長 ご着席下さい。起立、全員です。

よって、議案第 11 号は委員長報告のとおり認定されました。

追加日程第 1 議案第 12 号 町有地賃貸借契約の解消及び建物の取壊し等の義務に係る紛議を和解することについて

○議長 ここで、町長から議案第 12 号が提出されました。これを日程に追加し議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定しました。

○議長 追加日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

○議長 追加日程第 1、議案第 12 号 町有地賃貸借契約の解消及び建物の取り壊し等の義務に係る紛議を和解することについて、を議題とします。

執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、追加議案となります議案第 12 号、町有地賃貸借契約の解消及び建物の取り壊し等の義務に係る紛議を和解することについて、をご説明いたします。

本案件は、福賀に工場がありました旧株式会社ブルーウェイアパレル、現在は社名変更により株式会社ブルーワークスカンパニーと阿武町との土地賃貸借契約に係る和解契約の締結にあたり、破産裁判所の許可と町議会の承認の 2 つが和解契約締結にあたっての条件となっていることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、ご議決をお願いするものであります。

なお、破産裁判所の許可につきましては、去る 9 月 6 日付けですでに許可が決定されており、これを受けて破産管財人から町議会の承認をお願いしたいとの連絡があり、今回急遽、追加議案として上程いたしましたものです。

この和解契約の内容といたしましては、既に破産管財人との協議により、取り壊しを行っているブルーワークスカンパニー福賀工場の取り壊し工事費 507 万 6,000 円から、住民への競売による収入 3,000 円を引いた 507 万 3,000 円の 2 分の 1 相当額の 253 万 6,500 円について、株式会社ブルーワークスカンパニーの支払い義務を認め、許可及び承認の両方が揃った日から 1 カ月以内に町指定の金

融機関口座に振り込むことをはじめ、破産者が建物抹消登記を行い、費用を負担すること。また、建物取り壊し等の原状回復義務を免除すると共に未払い賃料及び賃料相当損害金の免除。そして、平成28年度固定資産税の全部の負担等について、交付要求手続きに従い弁済するほか、和解条項に定めるほかに何らかの債権債務がないことを確認するものです。

なお、和解契約の内容につきましては、議案書のとおりで、契約日につきましては、議会の承認後直ちに手続きを行うこととしております。以上で説明を終わります。

○議長 以上で、執行部の説明を終わります。これより、議案第12号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。続いて討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 討論なしと認め、これをもって討論を終了します。これより採決を行います。

○議長 お諮りします。議案第12号、町有地賃貸借契約の解消及び建物の取り壊し等の義務に係る紛議を和解することについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長 この際、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長をいたします。ここで、全員協議会のために暫時休憩します。

直ちに資料を持って委員会室の方へご移動願います。

休 憩 15時45分
(この間、全員協議会)
開 会 16時48分

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長 閉会に当たりましてお礼のご挨拶を申し上げます。去る 9 月 5 日から始まりまして、第 3 回阿武町議会定例会、本日までの 16 日間、議員の皆様方には大変お疲れ様でございました。そして、ご提案申し上げました議案 12 件そして同意 3 件、全てご議決、またご同意を頂きましたこと厚くお礼申し上げる次第でございます。

また、今回は決算議会ということで平成 27 年度の各会計の決算のご審議を頂いたわけですが、今回の議会には永柴代表監査委員さんには、すべてご出席を頂きまして、誠にありがとうございました。

平成 27 年の決算のご審議を頂く中で決算の審査意見書等も頂いたわけですが、永柴代表監査委員さん、また、田中監査委員さんには重ねて厚くお礼申し上げる次第でございます。27 年度の決算をご審議いただく中でいろんなご質疑等も頂いたわけですが、また、審査の意見も頂いたわけですが、これを今年度、また来年度の行政運営に活かさなくては行けないわけでございます。

阿武町を取り巻く環境は本当に課題が山積をしている訳ですが、最近の情勢を一つ見てみましても、東北そして北海道を中心に甚大な被害をもたらしました台風 10 号、この記録的な大雨から今日が丁度 3 週間でございます。そして今日は、台風 16 号が午前中に山口県に最接近をしたわけですが、

遠のいてまいりまして先ほど警報から注意報に変わりまして、一安心をしたところでございます。今回も九州あたりでは大変な被害が発生をしております。被害に遭われた方には、本当にお見舞いを申し上げますと共に、亡くなられた方には本当にお悔やみを申し上げる次第でございますが、今局地的にこういった豪雨災害が何処で起こるか分からない、そういった状況でございます。

そうした中で平素よりこの防災に対する認識をしっかりと持つ必要があるんだろうというふうに思っておりますが、いつもその梅雨時期、そして台風シーズンを迎えますと、頭をよぎりますのが山陰自動車道の木与宇田間の崩落現場のことであります。今回も山陰自動車道の進捗状況につきましてご質問等を頂いたわけですが、昨年から一歩二歩前進は出来たというふうに思っているところでございますが、ただ一番重要な局面をこれから迎えるわけでございます。

来年度の予算が、国の予算がどうなるかということを大変注視をしているわけでございますが、ご案内のとおり先日発表されました来年度の概算要求につきましては、大変国の財政状況厳しい中で、公共事業費が若干増えるということで、喜んだところでございますが、しかし内容を見てもこれまでの道路橋梁の維持補修費、また新幹線等のインフラ整備等々が、増額の主な要因で上がってきておまして、新規事業につきましては大変厳しい状況になるわけでございます。

そうした中で救いは、防災関係の予算については希望が持てるんだろうと、いうふうに思っておりますが、そうした中で山陰自動車道の益田萩間の事業の取り組みを進めなくてはいけないということもございますので、こういった状況のもとまた、取組につきまして全力を傾注してまいりたいというふうに思っておりますが、国の財政が厳しい中で私が前から一番懸念しておりましたのが、このことが地方交付税の減額につながることを、懸念していたわけございま

す。が、来年度は概算要求ですが交付税が出口ベース 4.4 パーセントの減額ということが出ております。これは、阿武町が今年度普通交付税が約 16 億円、特別交付税が今からですが、1 億円くらいあるだろうというふうに思っておりますが、17 億で換算をいたしますと、約 7,500 万円にもなるわけあります。仮に全国平均ほど来年度阿武町が減りますと、交付税が 1 年度で 7,500 万円減るわけでございますので、30 億円の予算規模の中で 7,500 万円減ってまいりますと大変厳しい状況になる訳でございます。

そうした中で、身の丈に合った財政運営ということで 27 年度決算でも掲載をさせていただいておりますが、27 年度少し余裕がありましたので、1 億 5,000 万円ほど公共施設整備基金にも積立をしたところでございます。しかし、そういった努力の範囲を超えて交付税が減るということも、懸念がされている訳でございます。

ただいま、この隠岐の島の海士町等の議員研修の結果を聞いたわけですが、町長、職員、議員のカット、これは厳しい財政状況の中からこういった措置が、取組がされたわけですが将来的に大変厳しい状況のなかでやはりこれからも、行財政の改革ということは避けて通れない、そういった大きな課題であると思っております。

いずれにいたしましても、決算から今年度、そして来年度のことを考えますと、町政運営につきまして大変重要なことは、継続性をもった中で町政の運営を取り組んでいくことが、大変重要であるというようなことも再認識したわけでございます。そうした中で、先ほど申し上げましたがこれから大変重要な時期を迎えますので、課題山積の中で山陰自動車道等を中心にまた一生懸命取り組んでまいりますので、議員の皆様方にはより一層のご理解なり、ご協力をお願いを申し上げます。

秋になりまして、議会が終わりまして明日から全国一斉に秋の交通安全運動

も実施がされます。そして、これから運動会等のスポーツ行事も多く行われます。それが終わりますと、豊穰を祝う各地区でのお祭りも開催をされるわけでございます。今後の天候が順調な天候の元で、これから秋の収穫作業も順調に進んでいくことを心から祈念をしているところでございます。

いずれにいたしましても、9月議会が終わりまして、27年度の審査も終わったわけでございますが、先ほども申し上げましたが、日々この行政が動いている中で皆さんと一緒にまた町づくり取り組んで行く必要があるんだろうというふうに思っておりますし、また今回のこの議会で冒頭少し申し上げましたが、8月1日付けで職員の移動を行いまして、新しい課長も多くこの度初めて議会答弁等もしたところでございますが、そうした中で不安もあったわけでございますが、皆さんのご協力のおかげでどうにか9月議会も終わったというふうに思っているところでございますし、また、課長も今回のこの議会を一つのステップとして勉強してから、今後定例会は12月があるわけでございますが、また皆さんの期待に応えられるように一生懸命頑張るというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。9月議会本当にお疲れ様でございました。また、ありがとうございました。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。閉会にあたり、私の方からも一言ご挨拶を申し上げます。

今年も九月定例会は、開会日の5日には台風12号の影響により開会が危ぶまれました。さらには、本日の閉会日も台風16号の影響によりまして、楽しみにしておりました閉会後の行事が取りやめとなりました。そんな中でも議員各位には積極的にご審議に取り組んでいただき、本日を以て閉会の運びとなりました。お礼を申し上げます。また、本定例会は決算議会ということで永柴代表監査委員さんには、会期を通じてのご出席誠にありがとうございました。

永柴、田中両監査委員におかれましては、本町の財政に関わる事務の執行等

につきまして、例月出納検査、定期監査に加え平成27年度の決算審査等、的確に実施をしていただき、誠にありがとうございました。また、執行部におかれましても、極めて厳しい行財政の中予算執行にご尽力を頂きましたご苦勞に対しまして、謝意を申し上げます。

阿武町議会といたしましても、今後も予算執行に対しましてしっかり目配りして、夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町、阿武町の創出、さらには地方創生が求められています中で、決算審査の中でも阿武町総合戦略についての多くの質疑がありましたように、一刻も早く庁舎内が一丸となって取り組んで欲しいと強く望むところであります。議会もしっかりと取り組んでまいりますので、一緒になって素晴らしい阿武町を創出することを願い、閉会のご挨拶といたします。

○議長 以上で、9月5日から本日までの16日間の全日程を終了しました。

これにて、平成28年第3回阿武町議会定例会を閉会します。

○議長 全員ご起立をお願いいたします。

一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 16時59分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 長 嶺 吉 家

阿武町議会議員 小 田 高 正